

第110期 | 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

平成27年6月26日（金曜日）午前10時

場 所

福島県郡山市中町19番1号

当行本店大会議室（6階）

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）



大東銀行

証券コード：8563

目 次

第110期定時株主総会招集ご通知	1
------------------	---

添付書類

第110期事業報告

1. 当行の現況に関する事項	3
2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項	11
3. 社外役員に関する事項	13
4. 当行の株式に関する事項	15
5. 当行の新株予約権等に関する事項	16
6. 会計監査人に関する事項	16
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針	17
8. 業務の適正を確保する体制	17
9. 会計参与に関する事項	19
10. その他	19

第110期計算書類

貸借対照表	20
損益計算書	21
株主資本等変動計算書	22

第110期連結計算書類

連結貸借対照表	25
連結損益計算書	26
連結株主資本等変動計算書	27

監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本	29
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	30
監査役会の監査報告書謄本	31

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	32
第2号議案 取締役8名選任の件	33
第3号議案 監査役2名選任の件	37

(証券コード8563)
平成27年6月3日

株 主 各 位

福島県郡山市中町19番1号

株式会社 **大 東 銀 行**
取締役社長 **鈴 木 孝 雄**

第110期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第110期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福島県郡山市中町19番1号 当行本店大会議室（6階）
3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 1.第110期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 - 2.第110期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

-
-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.daitobank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 個別注記表（計算書類の注記）
 - ② 連結注記表（連結計算書類の注記）
 - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.daitobank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

[企業集団の主要な事業内容]

当行グループは、当行及び連結される子会社等2社で構成され、銀行業を中心に、クレジットカード事業、リース事業及び信用保証事業等の金融サービスに係る事業を行っております。

当行は、本店及び支店の合計62か店において、預金、貸出、有価証券投資、内国為替、外国為替、証券投資信託及び保険商品の窓口販売業務等を行い、地域に根ざした営業を展開しており、お客さまへのサービス向上に積極的に取り組んでおります。

株式会社大東クレジットサービスは、カード利用による消費活動に対する与信と決済代行を行うクレジットカード事業を行っております。

株式会社大東リースは、お取引先さまに対するファイナンス・リース等の事業及び住宅ローン等をご利用のお客さまに対する信用保証事業を行っております。

[金融経済環境]

平成26年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策や日本銀行の金融政策を背景とした株価上昇や円安の一層の進行により、企業収益に改善が見られたほか、個人消費についても雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移するなど、全般的に緩やかな回復基調で推移しました。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済動向をみますと、震災復興関連投資の増加が続いているほか、消費についても堅調に推移するなど緩やかに回復しました。特に、公共投資や住宅投資については、震災復旧工事の発注や被災住宅の建て替えなどを背景に大幅な増加が続きました。また、生産動向についても、為替相場や、内外需要の改善傾向を反映して持ち直しており、その結果、雇用・所得情勢は着実な改善を続けております。

金融面に目を転じますと、県内金融機関においては、賠償金などから引き続き預金の増加が続いており、貸出金についても、設備・住宅投資の増加や堅調な個人消費を背景に緩やかな増加が続きました。

[事業の経過及び成果]

当事業年度において当行は、主たる営業基盤である福島県が速やかに復興するよう貢献するとともに、地域と共に発展していくことを目指し、「第三次経営計画」（平成26年4月～平成29年3月）をスタートさせ、その実現に向けた取組みを積極的に展開いたしました。

地域の復興を後押しするための取組みとして、事業を営んでおられるお客さまに対しては、円滑な資金供給にとどまらず、経営課題に対する適切な助言や販路拡大等の経営支援、事業再生・事業承継の支援等、ニーズに応じた多様な金融サービスの提供を行いました。

個人のお客さまに対しては、夏・冬のボーナスシーズンにあわせた「懸賞金付定期預金」の発売、被災者の方に対する住宅取得支援や将来を見据えた資産運用のご提案等を行いました。

このような取組みの結果、当行の業績は以下の通りとなりました。

(主要勘定)

預金（譲渡性預金を含む）につきましては、法人預金をはじめ全ての業態で増加したことから、前期末比150億円増加して7,519億円となりました。

貸出金につきましては、事業性貸出等が増加したことから、前期末比100億円増加して4,727億円となりました。

また、有価証券につきましては、前期末比96億円減少して期末残高は2,349億円となりました。

(損益)

経常収益は、保険商品及び投資信託等の預り資産の販売増加等による役務取引等収益の増加や償却債権取立益の増加等によるその他経常収益の増加等により、前期比3億92百万円増加し131億95百万円となりました。

一方、経常費用は、勘定系システムの移行（平成28年5月稼働予定）に伴う物件費等の増加による営業経費の増加等により、前期比3億87百万円増加し102億52百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比4百万円増加して29億43百万円となりました。また、当期純利益は税金費用の増加等により前期比1億87百万円減少して22億23百万円となりました。

(連結損益)

当行グループ全体の業績につきましては、主として単体の業績の影響により、連結経常利益30億円（前期比0.6億円減益）、連結当期純利益22億円（前期比2億円減益）となりました。

[対処すべき課題]

当事業年度において当行は、「第三次経営計画」（平成26年4月～平成29年3月）で掲げた経営方針の実現に向けて積極的に取り組み、役職員一体となった営業活動の実践等により、お客さまとのリレーションシップを構築し、様々なニーズや経営課題に応じた金融サービスの提供を行うなど、一定の成果をあげることができました。今後も、復興を一層加速させるため、お客さまと親密な関係を維持することにより情報を蓄積し、お客さまにとって価値のある提案及び貸出等の金融サービスの提供を行うビジネスモデルの実現のため、より顧客志向型に徹した営業行動プロセスへの転換を推進してまいります。

また、お客さまサービスの一層の向上、業務継続性及び経営の効率化を実現するため、次期勘定系システム（平成28年5月稼働予定）への移行を円滑に進めてまいります。

引き続き、「第三次経営計画」の経営方針を着実に取り組んで行くことにより、経営理念で掲げる「地域と共に発展していく銀行」を実現し、企業価値の向上に努めてまいります。また、法令の遵守をはじめとした企業行動倫理の徹底など、CSR活動を推進することで企業の社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	153	151	138	143
連結経常利益	21	31	31	30
連結当期純利益	15	20	25	22
連結包括利益	36	44	25	46
連結純資産額	265	309	334	379
連結総資産	7,345	7,535	7,801	7,991

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	6,863	7,069	6,896	7,020
定期性預金	3,953	3,932	3,424	3,260
その他	2,909	3,137	3,472	3,760
社 債	20	20	20	20
貸 出 金	4,449	4,579	4,626	4,727
個人向け	1,379	1,422	1,392	1,396
中小企業向け	2,112	2,102	2,067	2,054
その他	957	1,054	1,166	1,277
有 価 証 券	2,009	2,411	2,445	2,349
国 債	910	1,018	997	763
その他	1,098	1,392	1,448	1,586
総 資 産	7,293	7,511	7,776	7,963
内 国 為 替 取 扱 高	19,335	19,425	20,187	21,300
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 77	百万ドル 75	百万ドル 60	百万ドル 61
経 常 利 益	百万円 1,922	百万円 2,942	百万円 2,938	百万円 2,943
当 期 純 利 益	百万円 1,422	百万円 1,974	百万円 2,410	百万円 2,223
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	11円29銭	15円65銭	19円1銭	17円53銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1 株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
3. 預金には譲渡性預金は含んでおりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団の使用人数

	当 年 度 末				前 年 度 末			
	銀行業	クレジット カード事業	リース 事 業	信用保証 事 業	銀行業	クレジット カード事業	リース 事 業	信用保証 事 業
使 用 人 数	595人	8人	2人	0人	585人	8人	4人	0人

(注) 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	595人	585人
平 均 年 齢	38年 10月	39年 2月
平 均 勤 続 年 数	16年 5月	16年 11月
平 均 給 与 月 額	354千円	332千円

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、時間外手当を含む3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

(イ) 当行の主要な営業所及び営業所数

福島県：本店営業部はじめ59店（前年度末59店）

栃木県：宇都宮支店（前年度末1店）

埼玉県：さいたま支店（前年度末1店）

東京都：東京支店（前年度末1店）

(ロ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者数の一覧

該当ありません。

(ハ) 当行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ロ. クレジットカード事業

株式会社大東クレジットサービス：郡山市駅前一丁目6番5号

ハ. リース事業、信用保証事業

株式会社大東リース：郡山市虎丸町17番3号

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,570
---------	-------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
該当ありません	—

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 大東クレジット サービス	郡山市駅前 一丁目6番5号	クレジットカードの 取扱いに関する業務	平成元年 11月24日	40百万円	43.75%	—
株式会社 大 東 リ ー ス	郡山市虎丸町 17番3号	各種物件等に係るリ ース業務及び住宅ロ ーン等の保証業務	平成2年 3月9日	380百万円	85.30%	—

重要な業務提携の概況

- ①第二地方銀行協会加盟地方銀行41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。
- ②第二地方銀行協会加盟地方銀行41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む。）、信用組合135組合（全国信用協同組合連合会を含む。）、系統農業協同組合・信用漁業協同組合連合会751（農林中央金庫、信用農業協同組合連合会を含む。）、労働金庫14金庫（労働金庫連合会を含む。）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

- ③第二地方銀行協会加盟地方銀行41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
- ④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ⑤株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ⑥株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
鈴木 孝 雄	取締役社長 (代表取締役) 監査部	—	—
小 野 尚 宏	常務取締役 (代表取締役) 経営部、審査部	—	—
岡 安 廣	常務取締役 (代表取締役) 総務部、営業企画部、 個人融資部、債権管理部	—	—
三 浦 謙 一	取締役 経営部長、コンプライアンス・ リスク統括部、事務部、 システム部	—	—
芳 賀 良	取締役 営業企画部長、証券国際部	—	—
大 橋 学	取締役 (社外役員)	—	—
遠 藤 久 雄	常 勤 監 査 役	—	—
笠 間 善 裕	監査役 (社外役員)	弁護士	—
佐 藤 長 久	監査役 (社外役員)	—	—
遠 山 浩	監査役 (社外役員)	—	—

(注) 取締役大橋学氏、監査役笠間善裕氏、監査役佐藤長久氏及び監査役遠山浩氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	6 名	76 (7)
監 査 役	4 名	23 (2)
計	10 名	99 (10)

- (注) 1. ()は、報酬以外の金額であります。
2. 「報酬等」には、役員賞与9百万円（取締役7百万円、監査役2百万円）が含まれております。
3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬12百万円を支給しております。
4. 株主総会で定められた報酬限度額
- 取締役 216百万円
- 監査役 66百万円
5. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
大 橋 学	—
笠 間 善 裕	弁護士
佐 藤 長 久	—
遠 山 浩	—

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
大 橋 学	平成25年6月21日 ～ 平成27年3月31日	当事業年度開催の取締役会26回中26回出席	取締役会において、行政に携わった経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
笠 間 善 裕	平成20年6月20日 ～ 平成27年3月31日	当事業年度開催の取締役会26回中23回出席 当事業年度開催の監査役会14回中12回出席	取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
佐 藤 長 久	平成23年6月24日 ～ 平成27年3月31日	当事業年度開催の取締役会26回中26回出席 当事業年度開催の監査役会14回中14回出席	取締役会及び監査役会において、行政に携わった経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
遠 山 浩	平成26年6月20日 ～ 平成27年3月31日	平成26年6月20日就任以降開催の取締役会20回中20回出席 平成26年6月20日就任以降開催の監査役会10回中10回出席	取締役会及び監査役会において、金融機関で長年培ってきた知識・経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の概要
大 橋 学	当行は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。
笠 間 善 裕	当行は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。
佐 藤 長 久	当行は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。
遠 山 浩	当行は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、善意にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	12 (1)	—

- (注) 1. ()は、報酬以外の金額であります。
 2. 「銀行からの報酬等」には、役員賞与1百万円が含まれております。
 3. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	180,000千株
	発行済株式の総数	127,014千株
		(自己株式233千株を含む)
(2) 当年度末株主数		9,329名

(3) 大株主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,418 ^{千株}	9.00 [%]
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED	10,656	8.40
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,607	2.84
大 東 銀 行 行 員 持 株 会	3,483	2.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,262	2.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,331	1.83
株 式 会 社 東 邦 銀 行	1,965	1.55
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	1,525	1.20
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,496	1.17
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,420	1.12

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（233千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 大村 真敏 指定有限責任社員 鈴木 和郎	公認会計士法第2条第1項の 業務に係る報酬等の額 43 公認会計士法第2条第1項の 業務以外に係る報酬等の額 2 合 計 45	(注) 2

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 非監査業務内容
外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）等対応に関する支援業務に対し、対価を支払っております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する当該事業年度に係る報酬等の合計額は45百万円であります。
4. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制が十分でないと認められた場合は、監査役会が会計監査人の解任又は不再任を決定する方針です。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会において「コンプライアンス基本方針」、「役員コンプライアンス規程」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その周知徹底を図る。
- ・行内のコンプライアンスに関する情報を一元的に管理する部署として、コンプライアンス・リスク統括部を取締役会直轄の独立部署として設置する。
- ・本部及び営業店にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス遵守状況のモニタリング、コンプライアンス・マインド醸成のための啓蒙活動等を実施する。
- ・法務・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する施策の検討、啓蒙・教育、状況把握等について定期的に検討・協議する。
- ・不祥事件の未然防止のため、使用人の人事ローテーション及び連続休暇制度を実施する。
- ・取締役会において「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当要求は断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」に基づき、適正に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会において「リスク管理の基本方針」及びリスク管理に係る重要な規程等を制定し、適切なリスク管理を行う。
- ・銀行全体のリスクを統合的に管理・コントロールする部署として、コンプライアンス・リスク統括部を設置するほか、リスク管理委員会を設置し、各種リスクの評価、モニタリング、限度枠の設定・管理等について検討・協議する。
- ・内部監査を行う部署として、監査部を設置し、取締役会において「内部監査規程」を制定し、監査方針、監査計画書を取締役会で策定して実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「社則」及び「事務規程」を制定する。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社においても、業務の決定及び執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
- ・関係会社の重要な業務の決定に係る手続について、当行が管理するとともに、関係会社から適時に業務の状況の報告を受ける。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役の職務を補助するため、監査部内に監査役会事務局を設置する。
- ・監査役会事務局の人員は、監査役会と協議のうえ、必要な人員を配置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役会事務局に所属する使用人は、監査役会事務局の業務を行うにあたって、監査役以外の者の指揮命令は受けない。また、その実効性を確保するために監査役会事務局に所属する使用人が変更となった場合は、その旨を取締役会に報告する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件が発生した場合、速やかに監査役へ報告することとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、会計監査のみならず、取締役会、常務会その他の重要な会議へ出席し、必要であると認められるときは意見を述べ、そのほか往査による業務監査を実施する。
- ・代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

10. その他

該当ありません。

第110期末 (平成27年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金	預け	70,943	預金	金	702,076
現金	預け	12,643	当座	金	10,223
預金	預け	58,299	普通	金	352,363
コ	一	5,000	貯蓄	金	8,197
有価	口証	234,958	定期	金	1,100
国	方	76,304	預金	金	319,408
地		17,284	預金	金	6,639
社		106,695	預金	金	4,144
株		7,307	預金	金	49,890
所		27,367	預金	金	2,000
貸		472,733	預金	金	1,688
割		1,559	預金	金	273
手証		20,914	預金	金	205
当		438,241	預金	金	659
外		12,017	預金	金	210
買		337	預金	金	20
入		337	預金	金	1
所		0	預金	金	0
未		1,449	預金	金	94
前		93	預金	金	9
未		5	預金	金	212
金		861	預金	金	181
そ		0	預金	金	1,686
有		489	預金	金	205
形		12,710	預金	金	205
建		2,221	預金	金	1,490
土		9,507	預金	金	897
建		280	預金	金	760,321
所		700	預金	金	14,743
無		1,111	預金	金	1,294
ソ		276	預金	金	1,294
リ		90	預金	金	14,034
そ		745	預金	金	349
線		65	預金	金	13,684
支		897	預金	金	9,500
貸		△ 3,848	預金	金	4,184
			預金	金	△ 41
			預金	金	30,031
			預金	金	3,523
			預金	金	2,483
			預金	金	6,006
			預金	金	36,038
			預金	金	796,359
			預金	金	14,743
			預金	金	1,294
			預金	金	1,294
			預金	金	14,034
			預金	金	349
			預金	金	13,684
			預金	金	9,500
			預金	金	4,184
			預金	金	△ 41
			預金	金	30,031
			預金	金	3,523
			預金	金	2,483
			預金	金	6,006
			預金	金	36,038
			預金	金	796,359

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第110期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 収 益	9,397	13,195
資 産 減 価 償 却 費	7,364	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	1,943	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	20	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	69	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	0	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	2,779	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	685	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	2,093	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	175	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	45	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	0	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	127	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	2	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	842	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	296	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	76	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	468	
経 常 収 益	541	10,252
資 産 減 価 償 却 費	385	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	91	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	0	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	64	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	0	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	947	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	156	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	790	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	35	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	32	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	2	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	8,351	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	376	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	117	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	13	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	107	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	138	
経 常 収 益	2,943	
資 産 減 価 償 却 費	184	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	50	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	134	
経 常 収 益	2,758	
資 産 減 価 償 却 費	171	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ 費	363	
経 常 収 益	535	
資 産 減 価 償 却 費	2,223	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第110期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	14,743	1,294	1,294	298
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,743	1,294	1,294	298
当期変動額				
利益準備金の積立				50
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	50
当期末残高	14,743	1,294	1,294	349

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,000	3,755	12,053	△39	28,052
会計方針の変更による 累積的影響額		42	42		42
会計方針の変更を反映した 当期首残高	8,000	3,798	12,096	△39	28,095
当期変動額					
利益準備金の積立		△50	—		
別途積立金の積立	1,500	△1,500	—		
剰余金の配当		△253	△253		△253
当期純利益		2,223	2,223		2,223
自己株式の取得				△1	△1
土地再評価差額金の取崩		△31	△31		△31
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,500	386	1,937	△1	1,936
当期末残高	9,500	4,184	14,034	△41	30,031

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,438	2,294	3,732	31,784
会計方針の変更による 累積的影響額				42
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,438	2,294	3,732	31,827
当期変動額				
利益準備金の積立				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				△253
当期純利益				2,223
自己株式の取得				△1
土地再評価差額金の取崩				△31
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2,085	189	2,274	2,274
当期変動額合計	2,085	189	2,274	4,210
当期末残高	3,523	2,483	6,006	36,038

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	70,944	預 譲 渡 性 預 金	701,776
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	5,000	借 入 金	49,790
有 価 証 券	234,701	社 会 的 負 債	195
貸 出 金	472,194	そ の 他 負 債	2,000
外 国 為 替	337	賞 与 引 当 金	2,993
リース債権及びリース投資資産	1,995	退 職 給 付 に 係 る 負 債	185
そ の 他 資 産	3,291	利 息 返 還 損 失 引 当 金	1,344
有 形 固 定 資 産	12,932	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	14
建 物	2,297	偶 発 損 失 引 当 金	205
土 地	9,646	繰 延 税 金 負 債	205
建 設 仮 勘 定	280	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	93
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	708	支 払 承 諾	1,490
無 形 固 定 資 産	1,152		907
ソ フ ト ウ ェ ア	315	負 債 の 部 合 計	761,201
リ ー ス 資 産	90	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	746	資 本 金	14,743
退 職 給 付 に 係 る 資 産	10	資 本 剰 余 金	1,294
繰 延 税 金 資 産	20	利 益 剰 余 金	14,873
支 払 承 諾 見 返 金	907	自 己 株 式	△ 41
貸 倒 引 当 金	△ 4,331	株 主 資 本 合 計	30,870
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,624
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,483
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	247
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	6,355
		少 数 株 主 持 分	729
		純 資 産 の 部 合 計	37,955
資 産 の 部 合 計	799,157	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	799,157

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

[illegible]

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	14,743	1,294	12,843	△39	28,841
会計方針の変更による 累積的影響額			42		42
会計方針の変更を 反映した当期首残高	14,743	1,294	12,886	△39	28,884
当期変動額					
剰余金の配当			△253		△253
当期純利益			2,272		2,272
自己株式の取得				△1	△1
土地再評価差額金の取崩			△31		△31
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,987	△1	1,985
当期末残高	14,743	1,294	14,873	△41	30,870

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,516	2,294	143	3,954	686	33,482
会計方針の変更による累積的影響額						42
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,516	2,294	143	3,954	686	33,525
当期変動額						
剰余金の配当						△253
当期純利益						2,272
自己株式の取得						△1
土地再評価差額金の取崩						△31
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,108	189	104	2,401	43	2,444
当期変動額合計	2,108	189	104	2,401	43	4,430
当期末残高	3,624	2,483	247	6,355	729	37,955

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

株式会社大東銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴 木 和 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大東銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

株式会社大東銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴 木 和 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大東銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

株式会社大東銀行 監査役会

常勤監査役 遠 藤 久 雄 ㊞

社外監査役 笠 間 善 裕 ㊞

社外監査役 佐 藤 長 久 ㊞

社外監査役 遠 山 浩 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第110期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金につきましては、引き続き経営基盤の充実と経営体質の強化を図るための効果的な投資等に有効に活用してまいります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金2円50銭 総額 316,953,322円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため2名増員し、取締役8名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数
1	すず き たか お 鈴 木 孝 雄 (昭和28年11月15日生)	昭和51年 4 月 当行入行 平成 8 年 2 月 同 うねめ支店長 平成10年 3 月 同 本店営業部副部長 平成13年 4 月 同 二本松支店長 平成15年 3 月 同 朝日エリア長兼朝日支店長 平成16年 6 月 同 常務取締役 平成20年 6 月 同 専務取締役 平成22年 6 月 同 取締役社長 現在に至る	84,000株
2	お の たか ひろ 小 野 尚 宏 (昭和30年 8 月 5 日生)	昭和55年 4 月 当行入行 平成13年 4 月 同 総合企画部上席主任調査役 平成15年 8 月 同 富久山エリア長兼富久山支店長 平成17年 7 月 同 執行役員経営部長 平成20年 7 月 同 執行役員営業企画部長 平成22年 6 月 同 取締役 平成24年 6 月 同 常務取締役 現在に至る	25,200株

候補者の番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数
3	おか やす ひろ 岡 安 廣 (昭和30年11月30日生)	昭和49年 4 月 当行入行 平成11年 3 月 同 石川支店長 平成13年 4 月 同 川俣支店長 平成15年 3 月 同 白河支店長 平成16年 6 月 同 債権管理部長 平成20年 7 月 同 執行役員審査部長 平成22年 6 月 同 取締役審査部長 平成25年 6 月 同 常務取締役 現在に至る	23,000株
4	み うら けん いち 三 浦 謙 一 (昭和33年 1 月26日生)	昭和55年 4 月 株式会社日本長期信用銀行 (現株)新生銀行) 入行 平成20年 7 月 同 福岡支店長 平成22年11月 株式会社新生銀行から当行へ出向 執行役員経営部長 平成24年 6 月 当行取締役経営部長 平成24年 7 月 同 取締役営業企画部長 平成26年 7 月 同 取締役経営部長 現在に至る	7,000株

候補者の 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数
5	は が りょう 芳 賀 良 (昭和37年5月14日生)	昭和61年4月 株式会社富士銀行 (現株みずほ銀行) 入行 平成21年2月 同 事務企画部副部長 平成23年1月 同 福岡支店長兼福岡第一部長 平成25年8月 株式会社みずほ銀行から当行へ出向 執行役員営業企画部長 平成26年6月 当行取締役営業企画部長 現在に至る	1,000株
※ 6	め ぐろ よし ひろ 目 黒 芳 裕 (昭和33年5月18日生)	昭和56年4月 当行入行 平成12年3月 同 小原田支店長 平成13年4月 同 高田支店長 平成16年6月 同 本店営業部副部長 平成18年11月 同 小名浜支店長 平成21年7月 同 県南ブロック長兼白河支店長 平成24年7月 同 執行役員本店営業部長 平成26年7月 同 執行役員個人融資部長 現在に至る	9,000株

候補者の番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数
7	おお はし がく 大 橋 学 (昭和25年1月22日生)	昭和48年4月 郡山市役所入所 平成20年4月 同 生活環境部長 平成20年7月 同 下水道部長 平成21年4月 同 総務部長 平成22年4月 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会参与 平成22年6月 同 常勤副会長 平成25年3月 同 常勤副会長 退任 平成25年6月 当行社外取締役 現在に至る	5,000株
※ 8	かさ ま よし ひろ 笠 間 善 裕 (昭和27年8月10日生)	昭和62年11月 司法試験合格 平成2年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 清水紀代志法律事務所入所 平成4年4月 同 事務所退所、福島弁護士会へ登録 換え笠間法律事務所開所 平成20年6月 当行監査役 現在に至る	1,200株

- (注) 1. ※印は新任取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者、大橋学、笠間善裕の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当行は、社外取締役候補者のうち、大橋学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、笠間善裕氏も東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について
- 大橋学氏は、官界において長年培ってきた知識・経験等に基づき、幅広い見地から当行の経営全般に的確な助言をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断しました。
- 笠間善裕氏は、法曹界における豊富な経験と法律専門家として高い識見を有していることから、幅広い見地から当行の経営全般に的確な助言をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断しました。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役及び社外監査役に就任してからの年数について
- 大橋学氏は現に当行の社外取締役であり、社外取締役に就任してから本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- 笠間善裕氏は現在当行の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者大橋学、笠間善裕の両氏が原案どおり選任されますと、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約は、社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負うとするものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役佐藤長久氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、笠間善裕氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものです。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 行 に お け る 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 行 の 株式の数
※ 1	あ く つ ぶん さく 阿 久 津 文 作 (昭和27年3月5日生)	昭和45年4月 福島県庁入庁 平成19年4月 同 生活環境部長 平成21年4月 同 保健福祉部長 平成23年5月 福島県庁退職 平成23年6月 福島県商工会連合会専務理事 平成27年5月 同 連合会専務理事 退任 現在に至る	0株
※ 2	まつ もと み か 松 本 三 加 (昭和49年2月3日生)	平成12年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 桜丘法律事務所入所 平成13年4月 紋別ひまわり基金法律事務所 （旭川弁護士会）所長 平成18年9月 カリフォルニア大学バークレー校 （日弁連派遣）客員研究員 平成19年9月 相馬ひまわり基金法律事務所 （福島県弁護士会）所属弁護士 平成22年9月 浜通り法律事務所（福島県いわき市）開所 現在に至る	0株

- (注) 1. ※印は新任監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

3. 監査役候補者阿久津文作、松本三加の両氏は社外監査役候補者であります。なお、当行は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外監査役候補者阿久津文作、松本三加の両氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 社外監査役候補者とした理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について
阿久津文作氏は、官界において長年培ってきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけるなど、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断いたしました。
松本三加氏は、弁護士として長年培ってきた知識・経験等に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけるなど、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことができるものと判断いたしました。
 - (2) 社外監査役との責任限定契約について
当行は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外監査役候補者阿久津文作、松本三加の両氏が原案どおり選任されますと、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約は、社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負うとするものであります。
5. 松本三加氏につきましては、戸籍上の氏名は渡邊三加であります、職業上使用している氏名で表記しております。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

〒963 - 8004
福島県郡山市中町19番1号
当行本店大会議室(6階)
電話 (024) 925-1111

当日受付(入場)は午前9時より開始いたします。

交通のご案内

電車でお越しの株主さま

J R 郡山駅より徒歩5分

お車でお越しの株主さま

本店南側のリパーク郡山大東銀行南駐車場をご利用願います。

駐車場詳細図



大東銀行

ホームページ <http://www.daitobank.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。